

第215回仙台市都市計画審議会 議事録

日時：令和5年8月7日（月）午後2：00～

場所：仙台市役所8階 第一委員会室

事務局

定刻となりましたので、ただいまより仙台市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、仙台市都市計画審議会委員名簿、座席表、議案書、また参考資料として本日の議案説明用資料をお配りしております。なお、製本されております議案書につきましては、事前にお配りしておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせ願います。配布資料に過不足はございませんか。

審議会に先立ちまして事務局よりご報告がございます。審議会委員名簿をご覧ください。国土交通省東北運輸局長に人事異動がございましたことから、新たに就任されました石谷俊史委員に委嘱いたしておりますので、ご報告させていただきます。

続いて、本日の審議会の出席につきまして、阿部委員、谷本委員、今野委員からご都合のため欠席とのご連絡をいただいております。

次に、代理出席についてご報告いたします。本日、国土交通省東北運輸局長の石谷委員の代理として、東北運輸局交通政策部次長小野寺実様、国土交通省東北地方整備局長の山本委員の代理として、東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長の宇部吉男様、宮城県警察仙台市警察部長の横山委員の代理として、宮城県警察仙台市警察部庶務課長の佐々木金美様にご出席いただいております。

事務局からの報告は以上でございます。

それでは、姥浦会長、進行をよろしくお願い致します。

姥浦道生会長

それでは、ただいまより第215回仙台市都市計画審議会を開会いたします。会の成立につきまして、本日は阿部委員、谷本委員、今野委員、菅野委員がご欠席ですが、仙台市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数を満たしているため、会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

（※午後2時5分ごろ菅野芳人委員出席）

ここで、会議の公開・非公開について確認します。本日の審議については、これまでどおり原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあ

れば、必要に応じて非公開とすることによろしいでしょうか。

一 同

はい。

姥浦道生会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、傍聴人の方へのお願いです。受付でお配りしました「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」の遵守事項をお守りの上、発言などはなさらず、静粛に傍聴くださいますようお願いいたします。また、傍聴席以外には立ち入らないようお願いいたします。

また、報道機関の方へのお願いです。通例では、冒頭から審議に入るまでの事務局の説明までの範囲で撮影等を認めておりますので、本日も同様をお願いいたします。

次に、今回の議事録の署名ですが、嶺岸委員と加藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、前回までの都市計画審議会議案の処理経過につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

都市計画課長

前回までの処理状況についてご報告いたします。お手元に配布しております議案書の2ページをご覧ください。

令和5年5月に開催いたしました第214回審議会でご審議いただいた議案第1044号建築基準法第51条ただし書き許可について、につきましては、令和5年6月5日に建築許可を行っております。

処理状況については以上でございます。

姥浦道生会長

ありがとうございました。

ただいま、ご報告いただきました事項につきまして、ご質問ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思っております。

本日の議案は、2件でございます。

議案第1045号仙塩広域都市計画駐車場の変更について、ご説明をお願いいたします。

交通政策課主幹兼推進係長

都市整備局交通政策課の高瀬でございます。議案第1045号、仙塩広域都市計画二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場の変更について、ご説明いたします。

議案書は3ページから6ページになります。前方のスクリーンでご説明させていただきます。

今回の都市計画変更の対象である駐車場の位置図でございます。二箇所ございまして、仙台市役所本庁舎北側に位置しているのが1号二日町駐車場、仙台市役所本庁舎の南側に位置しているのが2号勾当台公園地下駐車場でございます。

こちらは計画図になります。

二日町駐車場は、昭和41年に都市計画決定された、面積約1,000㎡、地下1階地上5階建ての自走式駐車場です。勾当台公園地下駐車場は、面積約5,400㎡、地下2階の自走式駐車場で、勾当台公園市民広場の地下に位置しております。こちらは昭和61年に都市計画決定しております。

今回、この二つの駐車場について、都市計画の都市施設の位置づけを廃止いたします。都市計画施設の位置づけを廃止した後も、駐車場としての利用は継続いたします。

都市計画の位置づけを廃止する理由についてご説明いたします。

二つの駐車場は、都市計画決定した当時の課題であった、都心部の路上駐車による交通渋滞や駐車場不足を解消し、道路交通の円滑を図り、都市機能の増進に資するため、都市計画決定がなされたものでございます。

しかしながら、二日町駐車場は建設から50年以上、勾当台公園地下駐車場は30年以上経過しており、現在までに都心部の交通に対する状況は変化してございます。都心地域の交通量の低下、利用交通手段の分担率の変化、駐車場収容台数の増加などの変化が見られます。

こちらは、本市都心地域の交通状況の変化です。

図1は、駐車場整備地区等における届出駐車場の収容可能台数でございますが、増加傾向にございます。

図2は、都心地域の平均交差点交通量の経年変化です。都心地域は赤のグラフとなっておりますが、自動車の交通量は減少傾向にあります。

図3は、都心地域の利用交通手段の割合ですが、平成14年と比較し、平成29年の平日では、青と薄い緑で示す鉄道・徒歩の分担率が向上しております。

こちらは、二つの駐車場の現在の利用状況でございます。それぞれ13時台と14時台の利用率が高い状況にあります。

こちらは、勾当台公園地下駐車場から半径400mの範囲内にある、一般利用が可能な駐車場の状況でございます。赤の二重丸が勾当台公園地下駐車場です。黄緑色の円が勾当台公園地下駐車場から半径400mの範囲となります。赤の点が駐車場法の届出がある駐車場で、

青い点がその他の一般利用が可能な時間貸しの駐車場となります。

勾当台公園地下駐車場の周辺には、88箇所ほどの一般利用が可能な駐車場があり、駐車マスの合計は約2,450マスになります。この範囲における、届出のある駐車場の利用状況を調査したところ、勾当台地下駐車場のピーク時間である13時から14時の利用率は、休日が67%、平日が68%程度でした。

なお、勾当台公園地下駐車場が昨年度、工事により閉鎖されていた期間中に、周辺駐車場への入庫待ち車両などによる交通渋滞がないか確認したところ、影響は見られませんでした。

以上のことから、都市計画決定を行った当初の課題である路上駐車による交通渋滞や、駐車場不足などは解消しており、将来にわたり施設機能を確保する必要性がなくなったため、都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画駐車場を廃止するものでございます。

今後の駐車場の利用ですが、勾当台公園地下駐車場は、市役所の新庁舎地下駐車場と接続することで利便性を向上させ、来庁者や一般の駐車場及び公用車駐車場として利用する計画としています。

二日町駐車場につきましては、当面現状と同様に利用していきませんが、隣接する市役所北庁舎と共に、今後の在り方を検討していく予定としております。

駐車場の変更についての議案につきましては、以上でございます。

なお、本件につきまして、7月11日から7月24日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議よろしくお願いたします。

姥浦道生会長

ご説明ありがとうございました。ただいまご説明いただきました部分につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。

姥浦道生会長

それでは私の方から一点お伺いしてもよろしいでしょうか。

駐車場が都心部で増えてきている、もしくは余りつつあるというお話ですけれど、市として今まで駐車場について附置義務だとかいろいろ持っていたらと思うのですが、これからその辺りも含めて考えるというご予定があるのかどうなのかということについて教えていただけますでしょうか。

総合交通政策部長

総合交通政策部の二階堂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今説明いたしました様に、建築物に附置する駐車場とか、あるいは民間の時間貸し駐車場とか、かなりそれが増えてきた状況にございまして、やはり需要より供給の方が、我々の調査ではかなり多い状況にございます。それを踏まえまして、昨今、駐車場附置義務条例の原単位を見直して、今までよりも増加のカーブを落とす、一方、やはり問題となっている荷捌き駐車場の設置ですとか、そういったところを増やしていこうという形で、駐車場の施策についても、将来を見据えて色々変更をかけています。今後、需要と供給につきましても、継続的に調査を行いまして、何か大きな変化がございましたら、逐次、施策を投入していきたいと考えております。

姥浦道生会長

ありがとうございます。

ということは、都心部の駐車場を全般的に見直している中の一つとして、今回のものが出てきたという理解でよろしいわけですかね。ありがとうございます。

では、他の皆様方よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただきました、第1045号仙塩広域都市計画駐車場の変更につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

姥浦道生会長

それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第1046号仙塩広域都市計画公園の変更につきまして、ご説明をお願いします。

公園整備課長

建設局公園整備課長の小山でございます。

議案第1046号、仙塩広域都市計画公園勾当台公園の変更について、ご説明いたします。

議案書は7ページから10ページになります。

前方のスクリーンで説明させていただきます。

はじめに、勾当台公園の概要について説明いたします。

都市計画公園中3・3・15号勾当台公園は、仙台市青葉区国分町三丁目から本町三丁目に位置する、面積約2.7ヘクタールの近隣公園です。昭和21年度に都市計画決定を行い、杜の都を象徴する景観と文化・交流、市民活動の場として昭和31年度に開園しました。仙台市の中心部に位置し、公園内の市民広場・いこいの広場等においては、季節ごとに多種多様なイベントが数多く開催され、賑わいや憩いの場として親しまれています。

勾当台公園を含む勾当台・定禅寺通エリアでは、現在、仙台市役所本庁舎の建て替えや定禅寺通活性化、勾当台公園再整備などの計画が進められており、令和3年5月には勾当台・定禅寺通エリアビジョンも策定されております。

このビジョン内において、勾当台公園市民広場、市役所本庁舎、定禅寺通等の一帯は重点ゾーンに設定されており、交流とゆとりを楽しむところ、みんなで育む仙台の庭、という、本エリアが目指すまちを象徴する場所とするべく、取り組みの具体化と早期の展開が図られています。また、その取り組みの方向性のひとつとして、これらの空間が連続した利活用空間の創出が挙げられております。

次に今回の変更理由についてご説明いたします。

変更理由としましては、先ほどの勾当台公園地下駐車場の都市施設としての位置付けの廃止が契機でございます。まず、都市公園法第六条において、都市公園内に公園施設以外の施設等を設ける場合には、公園管理者の許可を受けなければならないとされております。また、都市公園法第七条には、占用許可を与えることができる工作物等について記載があり、今回の勾当台公園地下駐車場は、第三項、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの、に該当しておりました。

また、第七条については、国土交通省から、地下公共駐車場に係る占用の許可について、の通達が出ておりました。公園管理者が、都市公園法第七条第三項に規定する公共駐車場で地下に設けられるものについて、同法第六条第一項又は第三項の規定による占用の許可を与える場合は、あらかじめ当該地下公共駐車場を都市計画として決定する、とされております。そのため、今回、地下駐車場が都市施設としての位置づけが廃止されることに伴い、都市公園の占用許可の条件を満たさなくなります。

そこで今回、勾当台公園に都市公園法第二十条の立体都市公園を適用することといたしました。立体都市公園制度について、都市公園法第二十条では、公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るための必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたものとする事ができる、とされております。こちらを適用し、区域を立体的に、今回の場合ですと下限を定めることにより、地下空間に都市公園法の制限が及ばないようにすることになります。

このことにより、都市計画としての位置づけを廃止した駐車場についても、今後も駐車場として存続することが可能となるほか、都市施設の枠にとられない地下空間の柔軟かつ合理的な活用が可能となることで、エリアビジョンにおける連続した利活用空間の創

出も図ることができるようになります。

以上のことから、この度の変更では、こちらの計画図に記載のとおり、勾当台公園と地下駐車場が重なる網掛け部分の約0.2ヘクタールについて、断面図に記載のとおり、地下駐車場の天端より上の区域を都市公園の区域として立体的に定めるものとなっております。

説明としましては、以上となります。

なお、本件につきまして、7月11日から7月24日までの二週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議よろしくお願いたします。

姥浦道生会長

ありがとうございました。ただいまご説明いただいた部分につきまして、ご質問ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いたします。

大坪和香子委員

東北大の大坪です。今見せていただいた図と、議案書の図がちょっと違うのかなと思っただけですけど。この青枠の、赤が被っていない部分を新しく都市公園に入れるというお話だったと思うんですけども。

姥浦道生会長

ご説明いただけますでしょうか。図がちょっとずれてはいると思うので、ブルーの部分とそれからハッチがかかっている部分と、何がどういうところで、どこが今回の変更の部分なのかということについて。

公園整備課長

凡例が右下にあります。勾当台公園の区域が赤の着色部分ということで、そのうち立体区域というところが、青で斜線のハッチがかかっている、ということになります。市役所本庁舎の前の噴水の丸から青い点線の枠がかかっているんですけども、そこと赤の着色が両方重なる部分が立体的な範囲ということになります。

大坪和香子委員

青で囲まれている部分で、例えば道路が入っていたり、噴水の前の部分っていうのは元々都市公園になっているところなんですか。

公園整備課長

赤の着色部分だけが都市公園の範囲になります。

姥浦道生会長

この青はなんですか。

公園整備課長

青は地下駐車場の構造物の範囲になります。

大坪和香子委員

分かりました。ありがとうございます。

姥浦道生会長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問ご意見等ないので、ただいまご説明いただきました、第1046号仙塩広域都市計画公園の変更について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

姥浦道生会長

特段、異議がないようですので、承認することといたします。

それでは、次第の4、その他に移ります。事務局から報告事項があるとのことですので、よろしく願いいたします。

事務局

次回以降の開催日程についてご報告いたします。

お配りしております座席表の裏面をご覧ください。

次回の第216回都市計画審議会は、令和5年11月14日（火曜日）、午後2時からTKPガーデンシティ仙台勾当台にて開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告事項は以上でございます。

庄司俊允委員

会長、よろしいでしょうか。

姥浦道生会長

はい、どうぞ。

庄司俊充委員

すみません、今本庁舎の建て替えについて、設計が進んでいると思うんですけども、先ほど説明のありました都市計画の駐車場と公園はそのままでいいと思うんですけども、これから予想される本庁舎建て替えに向けて、確か地下一階ということでございますけれども、今でも駐車場に来庁者が並んでいる状況、減ったとはいえ、大変ご不便をかけるんじゃないかと、私は危惧しているところでございまして、それだけでなく行政のいろんな書類関係で、何百円くらいで終わるところが、駐車場料の方が何千円と取られるというような状況になっては、市民の皆様には申し訳ないなという思いでございまして、その辺りの説明を求めたいなと思います。青葉区役所も本庁舎もお客様にとっては、周りに駐車場があるとはいえ有料ですから、あくまでも区役所に来る方々は市民サービスを求めながら来るわけですから、その辺の割り切り方というか、その辺どうなのかなと、ちょっと先ではありますけれども。

姥浦道生会長

今回の審議会の議案とどういう関係がありますか。

庄司俊充委員

その他というところだったので、将来的には駐車場の関係だったり、つながりが出てくるのかなと思ひまして。

姥浦道生会長

事務局の方でお答えできますか。新本庁舎の駐車場の整備に関してですけれど。

本庁舎整備室長

本庁舎整備室長の藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から新本庁舎の計画の内容だったりとか、これからの先行解体工事ですとか、駐車場が一部使えなくなったりするところがありますので、その辺りのご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、現本庁舎ですけれども、来庁者の駐車場につきましては、南側の駐車場と北側の二階に駐車場がありまして、140台分の駐車場を確保しているというところがございます。新本庁舎では地上部に平面の駐車場を設けるほか、地下に駐車場を作る計画としております。また、勾当台公園地下駐車場とも、地下で接続いたしまして、機能連携によりまして相互利用を図って、今と同等規模以上の駐車場を確保する計画で今進めているというところございました。先生から今お話のありました、区役所との絡みだったんですけれども、ちょうど9月から議会棟や正面玄関を壊す、先行解体工事が始まるということになります。そうしますと、今まで利用していただいた南側駐車場とか利用できなくなってしまうところがありますので、近隣の勾当台公園地下駐車場や二日町駐車場をご利用いただくような形となります。

建て替えに伴いまして、交通関係への影響なども出てくると思ひますが、その影響を見ながら、柔軟な駐車場運営を関係部署と協議をしながら進めてまいりたいと考えているというところございました。現状ではこのような状況でございます。

庄司俊充委員

まだまだ先で、長期的な部分になりますけれども、現在でもあのようにより市民の皆さんが駐車場に並んで入っているような状況で、ちょっと心配されたものですから、その辺も検討しながら、おり込んでいただければいいのかなと感じたものですから、申し上げさせていただいた次第です。

姥浦道生会長

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、5番、閉会でございます。

審議会の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第215回仙台市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

この後、10分後の14時40分から、令和5年度第2回都市計画協議会をはじめたいと思います。傍聴の方はご退室をお願いします。事務局の方は準備をお願いいたします。